

令和 8 年熊本地震被災者支援等の寄附金口座を開設しました

令和 8 年熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。川崎市では、被災された皆様の支援のため、令和 8 年 7 月 31 日（金）にクレジットカード納付による寄附受付を開始しておりますが、加えて本日 8 月 5 日（水）に、次のとおり寄附金口座を開設しましたのでお知らせいたします。

いただいた寄附につきましては、全額を被災者支援等に活用します。

1 川崎市指定の受付協力金融機関口座

（1）川崎信用金庫 本店営業部 普通 3 1 3 0 7 9 5

【口座名義】 川崎市令和 8 年熊本地震被災者支援等寄附金口座

（2）セレサ川崎農業協同組合 みなみ支店 普通 0 0 5 7 6 6 8

【口座名義】 川崎市令和 8 年熊本地震被災者支援等寄附金口座

※ 各金融機関の本店・支店からの振込に限り、振込手数料は無料です。

2 税制優遇について

寄附をいただいた場合、以下のとおりの税制優遇を受けることができます。

- ・個人 個人住民税と所得税の寄附金控除
- ・法人 寄附金相当額を全額損金算入

【 問合せ先 】

川崎市財政局財政部寄附財源担当 大島
電話 044-200-0379（内線 24303）